

# 出産育児一時金の支給額と支払方法 が変更されます。

( H 2 1 . 1 0 . 1 ~ H 2 3 . 3 . 3 1 までの暫定措置です )

## 支給額

現行の原則 38 万円から 4 万円引き上げ、原則 42 万円となります。

- \* 産科医療補償制度に加入の医療機関等の医学的管理下のもと、在胎週数 22 週に達した日以後の出産でない場合および産科医療補償制度に未加入の場合は、39 万円となります。

## 直接支払制度の導入

出産費用を出産育児一時金を充てることができるよう、原則としてジェイティ健保から出産育児一時金が医療機関等に直接支払われる仕組みに変わります。

- \* これまでの『受取代理制度(出産育児一時金事前申請)』は、H21.9.30をもって廃止されます。
- \* 出産日がH21.10.1以降の方は、直接支払制度の利用、もしくは従来どおり、出産後に被保険者がジェイティ健保に請求し、一括で原則42万円を受け取るかを選択できます。

今後、関係法令通知等で変更になる場合もありますので、ご了承ください。

## ～ 出産に関するQ & A ～

今後、関係法令通知等に変更になる場合もありますので、ご了承ください。

**Q1**：出産予定日がH21.10.10 ですが、出産費用はどのように支払えばよいですか？今回、廃止になった受取代理制度のような支払方法がありますか？

**A**：H21.10.1 出産予定日以降の方は、新しくスタートした『直接支払制度』の利用ができます。この制度は、出産する医療機関等において、被保険者等が申請および出産費用の受取について代理契約（合意文書）を締結する手続きのみで、窓口で出産費用をできる限り現金等で支払わなくて済むようになるものです。なお、実際に出産した日が9月になってしまった場合には、『受取代理制度（出産育児一時金事前申請）』に切替えますので、ジェイティ健保にご連絡をしてください。

連絡先 03-6830-1030 ジェイティ健保 給付担当  
詳細は、出産の前に医療機関等の相談窓口にご確認ください。

**Q2**：直接支払制度を利用するには、どのような手続きが必要ですか？

**A**：出産する医療機関等において、

保険者証を提示すること

医療機関等の窓口で、申請および出産費用の受取に係る代

理契約(合意文書)を締結すること の 2 点を行ってください。

詳細は、出産の前に医療機関等の相談窓口にご確認ください。

**Q3**：直接支払制度を利用したが、出産費用が 42 万円を超えてしまった。窓口での支払いはどのようになりますか？

**A**：出産費用 42 万円を超えた部分は、被保険者等が医療機関等の窓口で、差額分の支払いをしてください。

なお、出産費用 42 万円未満の場合は、その差額分をジェイティ健保に請求することになります。また、女子被保険者が出産した場合は、付加給付 2 万円をジェイティ健保に請求することになります。

差額分の申請方法については、現在未定です。追って、ジェイティ健保ホームページでお知らせします。

**Q4**：帝王切開等の手術を予定しており、医師等から『限度額適用認定申請』の手続きをするよう言われたが、どのような申請の手続きが必要ですか？

**A**：あらかじめジェイティ健保に、『限度額適用認定申請書』に必要事項を記入し、申請してください。ジェイティ健保は、申請書を確認後、『限度額適用認定証』を発行し、申請書記載の住所に直接送付します。被保険者は出産する医療機関等に、保

険者証と併せて提示してください。提示することで、窓口での支払いが高額療養費算定基準額（一般・上位所得により基準額はちがいます）を限度での支払いで済むようになるものです。

詳細は、ジェイティ健保ホームページ『病気・けがをした時』参照願います。

**Q5**：直接支払制度を利用した場合、医療機関等に別途手数料の支払いがありますか？

**A**：代理契約（合意文書）等に関して、医療機関等に別途手数料を支払う必要はありません。

ただし、被保険者が保管すべき文書を紛失した場合、再発行の文書料の徴収は可能となっています。

紛失等しないように、大切に保管してください。

**Q6**：被保険者が一括でジェイティ健保に出産育児一時金を請求するとき、どのような書類が必要ですか？

**A**：ジェイティ健保に請求するときに

医師または助産婦が発行した出産証明書等、出産の事実を証明する書類、または市区町村長が発行した戸籍謄本（抄本）の原本

医療機関等から交付される代理契約（合意文書）に関する

## 文書の写し

医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写しの3点の書類を添付してください。

\* には、『直接支払制度に係る代理契約を医療機関等と締結していない旨』および申請先の保険者名（ジェイティ健保）が記載されているものです。

\* には、『直接支払制度を利用していない旨』および『産科医療補償制度の加入スタンプ』の押印があるものです。

詳細は、現在調整中です。追って、ジェイティ健保ホームページでお知らせします。